

地域福祉活動助成事業 募集案内（令和7年度）

武蔵野市内で活動するボランティア団体を
応援する事業です。

助成金には「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」や「横河・100円募金の会」による寄付金、「シニア支え合いポイント」の交換による寄付などが充てられています。



【問い合わせ】

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

〒180-0004

武蔵野市吉祥寺本町 1-14-9 プレファス吉祥寺フロント7階

TEL:0422-23-0701 E-Mail:shimin@shakyou.or.jp

助成金額（1団体1事業のみ）

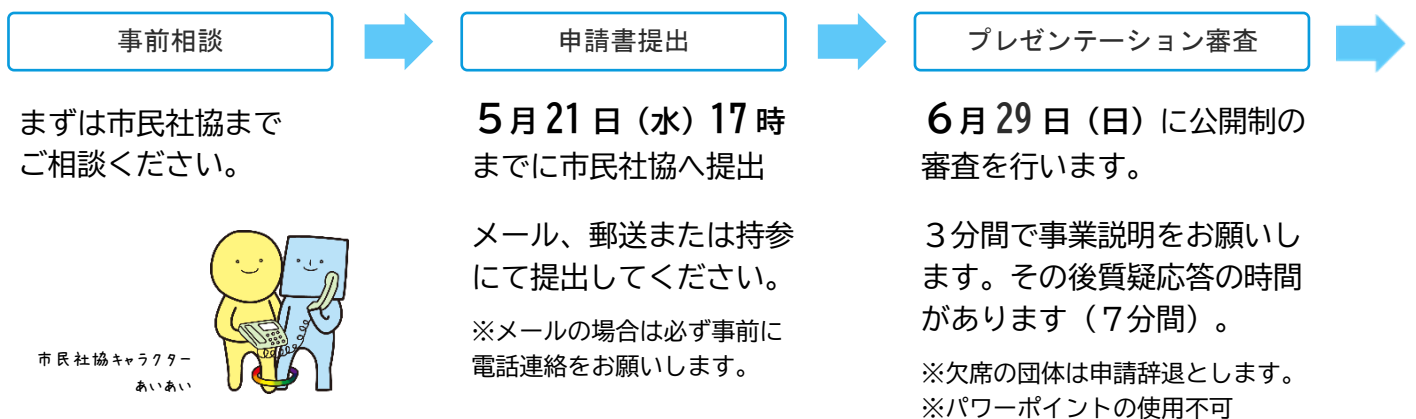
区分	対象となる団体	助成上限額
スタート助成	設立1年未満の団体 令和6年4月2日以降に設立された団体	年1回の活動：3万円 通年の活動：7万円
定着助成	令和7年4月1日時点で 設立から1年以上4年未満の団体	年1回の活動：5万円 通年の活動：10万円
推進助成	令和7年4月1日時点で 設立から4年以上の団体	年1回の活動：5万円 通年の活動：10万円

- ・定着助成1回目の団体は、事業費に対して申請額を90%以下としてください。
- ・定着助成2回目の団体は、事業費に対して申請額を80%以下としてください。
- ・定着助成3回目および推進助成の団体は、事業費に対して申請額を70%以下としてください。

対象となる活動および団体

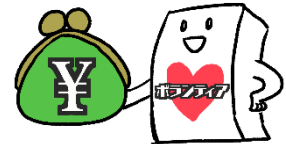
- ❑ 市民を対象として、武蔵野市内で行われる活動
 - ❑ 地域福祉の向上やまちづくりの推進を図るための活動
 - ❑ 市民社協の他の事業の交付を受けていない団体（申請予定のない団体）
 - ❑ 法人格のない団体
 - ❑ 歳末たすけあい・地域福祉活動募金へ協力する団体
- ※ 街頭募金やイベントでの募金箱設置など、各団体で可能な募金活動への協力をお願いします。
- ❑ 会則（規約）等を定めている団体
- ※ 「営業、営利、勧誘等の活動」「政治や宗教に係る活動」「法令および公序良俗違反の活動」や団体は対象外です。

助成事業の流れ



対象となる経費

- ① 報償費…外部講師、専門家への謝礼等 ※1回あたり1人3万円まで、団体構成員への支払い不可
- ② 旅費・交通費…外部講師の交通費等
- ③ 使用料・賃借料…会場や機材の使用料等
- ④ 印刷製本費…ポスター、チラシの印刷費等
- ⑤ 備品費…事業に使用する備品等
- ⑥ 消耗品費…用紙、文房具等
- ⑦ 通信運搬費…郵便代等
- ⑧ 保険料…行事保険等 ※個人にかかるボランティア保険は対象外



①～⑧以外にも経費として本会が認めたものも対象となります。
ただし、団体の運営のための経費(団体案内のパンフレット印刷費等)は対象外です。

⚠️ ご注意ください ⚠️

- ・本助成金を翌年度に繰り越すことはできません。
事業終了後、使用した経費が助成額を下回っていた場合や、事業を実施しなかった場合などには返還していただくことがあります。
- ・かかった経費の全ての領収書(レシート)の提出が必要になります。
領収書がない場合は支出として認められません。紛失にはご注意ください。
- ・定着助成および推進助成は、自己負担割合にご注意ください。
決算額に対して予め定められた自己負担割合を超えていない場合、返還いただきます。
- ・申請事業の実施時に印刷物を発行する際には、
「本事業は、『歳末たすけあい・地域福祉活動募金』等を充てています。」と記載してください。

助成金交付

交付決定通知が届いたら、助成金交付請求書の提出をお願いします。その後、指定の口座へ振り込みます。

事業開始

事業予定日、回数、会場等の変更は必ず事前に市民社協までご連絡ください。チラシを作成した場合は市民社協に20部お持ちください。

事業終了

令和8年4月30日(木)までに実績報告書・収支決算書・活動の写真を提出してください。期日を過ぎた場合、令和8年度の申請はできません。

審査基準

武蔵野地区配分推せん委員会による申請書類の審査とプレゼンテーション審査があります。以下、4つの審査項目についての委員による得点と、加算項目の加算点の合計点を基に審査し、助成の適否、助成額を決定します。（申請団体が多数の場合は、スタート助成や定着助成を優先することがあります）

配分推せん委員会 構成員：民生児童委員、赤十字奉仕団、地域社協、コミュニティ協議会、市内企業等の代表者、学識経験者、行政職員、公募市民等で構成

【審査項目】

- ① 事業の必要性…事業内容が、民間企業等では採算が合わない取り組みで福祉的なニーズがあるものであるか。また、活動の効果が限られた個人や団体のみに帰属するのではなく、他団体との協働や発展が期待され、市内の他の活動にも好影響を与えることが期待できる事業であるか。
- ② 助成の必要性…他の助成制度の活用等が難しい状況や団体の収入源が限定されているなどの状況にあり、事業実施にあたり、市民社協の助成が必要か。
- ③ 実行可能性…現実的で計画性があり、実現可能な内容であるか。
- ④ 予算の適切性…申請事業の予算の立て方が適切なものであるか。

※「他の助成事業との併用不可」としている助成事業に申請している場合、本助成事業への申請はできません。

【加算項目と点数】

A	当該年度に武蔵野市等の事業へ申請していない団体（申請予定のない団体、運営をしていない団体） クラウドファンディング活用促進事業（市民活動推進課）、男女平等推進団体補助金（市民活動推進課男女平等推進センター）、環境啓発事業費補助金（環境政策課）、緑ボランティア団体事業助成（緑のまち推進課）、共助による子育てひろば事業補助金（子ども子育て支援課）、地域子育て支援拠点事業運営費補助金（子ども子育て支援課）、テンミリオンハウス事業（高齢者支援課）、いきいきサロン事業（高齢者支援課）、北町高齢者センター子育てひろば（武蔵野市福祉公社）、その他民間の助成金等	30点
B	団体全体の予算規模が100万円以下の団体	20点
C	市民社協の団体会員になっている団体（申請までの間に入会していること）	10点

申請に必要な書類

- (1) 地域福祉活動助成交付申請書について（第1号様式）
- (2) 交付申請書（別紙1）
- (3) 申請事業計画書（別紙2-1）
- (4) 当年度団体の事業計画書（別紙2-2）
- (5) 申請事業収支予算書（別紙3）
- (6) 前年度団体の事業報告書（別紙4-1）
- (7) 前年度団体の収支決算書（別紙4-2）
- (8) 団体構成員名簿（別紙5）
- (9) 会則・規約等

※（1）～（8）は異なる様式での申請は、書類不備とみなし受理できません。

- ◇ 複数ページに分けず1ページに収めてください。
- ◇ その他団体のパンフレット等がある場合はご提出ください。

※ 様式は市民社協ホームページよりダウンロードができます。



市民社協ホームページ